

鴻巣市 特例入所に係るガイドライン

★ 国が示す「特例入所の考慮事項」

居宅において日常生活を営むことが困難であり、かつその原因、理由がやむを得ないものである場合、「特例入所」の要件に該当するとされています。国が「やむを得ない事情」として考慮することとしているのは以下の4点です。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

鴻巣市では、介護保険法及び介護保険法施行規則の改正並びに「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」（平成26年12月12日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえ、改正された埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針によることとし、特例入所については以下を目安とする。

① 入所申し込み時や市に意見を求めるかどうか判断する際の目安

- ・ 優先入所申込書（参考様式1）に記入していただいた事項より

医療的措置の状況	「特例入所の考慮事項」のア、イには、「認知症である者であって」「知的障害、精神障害等を伴い」と記載されているため、ア、イの事項で入所申し込みを行う場合は、医師により何らかの病名を診断されているか、入所申込時点ですでに精神障害手帳又は療育手帳を取得している状況であることが想定される。認知症や知的障害、精神障害に係る具体的な診断名や等級等を参考にする。
優先入所を希望する時期	特例入所の要件すべて、入所の緊急性が高いケースについて配慮された内容となっている。よって、「今すぐ入所しなくても平気だけどとりあえず申し込みたい」というようなケースは特例入所に該当しないと想定される。また、入所希望者は、特例入所について、特養から説明を受けた後に、当該申し込みを行うという性質上、そのことを十分理解したうえで申し込みを行っていると思われるので、市に意見を求める場合は原則「1 今すぐ入所したい」を選択した申込者のみ、特例入所に該当するか否か判断する対象にすることとする。
居宅において日常生活を行うことが困難であることについてのやむを得ない事由	要介護1、2の方には必ず記入して頂かなければならないが、これを特例入所に該当するか否かを判断する材料にするため、必要な情報について記入していただく。要点を押さえて記入できるようにご案内することが必要。

- ・ 申込書を受け、優先入所決定調査表（参考様式3）に記入する内容から市に意見要求をするかしないかの目安

	18点以上	8点～17点	7点以下
「優先順位の評価基準」の「介護の必要の程度及び心身の特性」の点数	認知症等による問題行動が目立ち、居宅において日常生活を営むことが困難であることが想定しうるため、「やむを得ない事由」を考慮したうえで、保険者へ意見を求めなくても「『ア』『イ』を理由にした特例入所要件にあてはまる」と判断しうる目安。	『ア』や『イ』にあてはまるかどうかの判断は難しいので、『ウ』『エ』に明らかに該当すると特養が判断した場合以外で、特例入所に該当するか否かの判断が必要である場合、市に意見を求めるとよいのではと思われる目安。	認知症等による問題行動が殆どないと思われるため、「やむを得ない事由」も想定しづらく、保険者へ意見を求めなくても、「『ア』『イ』を理由にした特例入所要件にはあてはまらない」と判断し得る目安。
「優先順位の評価基準」の「介護者の状況」の点数	②～⑤の4項目中2項目以上6点があり、かつ合計28点以上	②～⑤の4項目中6点が1項目以下または合計14点～27点	合計点数13点以下
	介護者からの支援が十分に期待できないことが想定しうるので、「やむを得ない事由」を考慮したうえで、保険者へ意見を求めなくても「『エ』を理由にした特例入所要件にあてはまる」と判断できる目安の点数。	『エ』にあてはまるかどうかの判断は難しいので、『ア』『イ』『ウ』に明らかに該当すると特養が判断した場合以外で、特例入所に該当するか否かの判断が必要である場合、市に意見を求めるとよいのではと思われる目安。	介護者からの支援等がある程度見込めるため、「やむを得ない事由」も想定しづらく、保険者へ意見を求めなくても「『エ』を理由にした特例入所要件にはあてはまらぬと判断し得る目安。
特例入所に係るやむを得ない事由に記載をお願いしたい点	点数の目安は上記のとおりだが、合計点数が一定点数以上であっても、個別の項目（特に②～⑤）に0点がある場合、「同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できない」と言えるかどうか疑問なので、本当に介護できないと言えるような状況なのかどうか、「やむを得ない事由」についてより一層詳しく書いていただく必要がある。		
	・精神障害、知的障害の場合、手帳の有無の確認を行う。 ・介護者の状況について、「介護をするために介護者が離職をし介護が可能になった場合」や、「介護のため離職をしなければならない状況に追い込まれている場合」など、点数化の際反映できないようなパターンについては、ここに詳細を記入し情報を補填する。 ・上記点数はあくまで「困難であること」の事情を考慮するための目安であり、やむを得ない事情については別途記入が必要。困難であることとして点数化できる事情はもちろん、それ以上に、点数化できない事情についてはより一層詳しい理由の記入を求める。		

※ あくまで目安である為、上限点数に満たなくとも明らかに特例入所の要件に該当すると特養が判断する場合は保険者へ意見を求める必要はなく、下限点数に満たなくとも判断をする必要があるケースについては当然意見要求は可能である。

② 市が意見要求された際の判断の目安や対応

認知症自立度	基本的には認知症自立度Ⅲ以上を、認知症等により、「日常生活に支障を来すような症状・行動がある」や、「意思疎通が困難」とする最低限の目安とする。主治医意見書と認定調査票とで認知症自立度が異なっていた場合は、高い数値を優先して考える。問題行動等が頻繁であるかどうかや、やむを得ない事由によるものかどうかは個別の判断とする。
障害者手帳の等級	精神障害者手帳及び療育手帳の有無及び内容の確認は行うが、等級による目安は設けない。「日常生活に支障を来すような症状・行動がある」、「意思疎通が困難」か否かの判断や、やむを得ない事由によるものかどうかは個別の判断とする。
家族、介護者の状況等	虐待、介護者等の関わりが難しいケース等は、既に包括、各市町高齢者福祉担当にケース相談がされていることが見込まれるため、ここから意見を求める。
ケアマネジャーへの対応	ケアマネジャーに対しては、本人及び家族等の状況確認のため、ケアプランの確認及び聞き取りを行う。

※1 上記認知症自立度等はあくまで目安である為、主治医意見書も認定調査票もⅢに満たないことだけで一律の判断を行うものではない。

また、認知症自立度や障害の等級が一定値以上であったとしても、日常生活を営むことが困難であることが確認できない場合は当然「困難さが認められない」と判断する場合もある。

※2 上記に加え、「やむを得ない事由」については 別途確認する。

③ 市への報告書及び意見要求書、市の意見書の提出日の目安

報告書（参考様式6）及び意見要求書（参考様式7）提出の目安

⇒ 月末に当月内に申し込みがあった要介護1、2の人について取りまとめ、報告書、意見要求書、優先入所決定調査表（参考様式3）を整え**翌月5日**に市に提出

市の回答の目安

⇒ 5日に意見要求書が提出されたケースについては、**その月の20日**をめどに回答

④ 平成27年4月1日時点で要介護1、2の方で、既に特養に申し込みをしている方への対応について

4月1日時点で既に申込が完了している方に対しても、4月1日からは新規申込者と同様の取扱いとなるため、

- ① 入所希望時期が「今すぐ」ではない方
 - ② 認知症や精神、知的障害を事由にする場合は、その診断名等がはっきり書かれていない方
 - ③ 特例入所を希望する理由となる現在の状況がわからない方
- に対しては、この情報の補填、修正が必要。

1) 情報の補填、修正に際しての特養の役割

特養に対して、4月1日時点で入所が決まっていない、要介護1、2の入所希望者（以下「既存申込者」と称します）に対し、以下の対応を求める。

① 以前書いていただいた申込書に記載された ①病名、②入所希望時期、（③特例入所の要件につながる記載があればそれも）を再度確認をすること。

② 上記で示した必要事項（病名、特例入所を希望する理由）が不足していた場合や、入所希望時期が「今すぐ」ではなかった場合、現在の入所希望時期や診断名等を確認し、入所申込書を補填すること。
また、入所希望者に、特例入所の要件に該当すると考える理由について書いていただく。（以前の申し込み時にこれに該当することについて十分聞き取りがされている場合は改めて書いていただく必要はない）

（理由を聞き取る場合の様式の例として、参考資料「特例入所判定のための理由書」をお示しする）

2) 情報の補填、修正に際しての各ケアマネジャー、生活相談員等の役割

① 各事業所のご利用者に対し、以下の事項の確認を行う

- 1 現在申し込みを行っている特養の名称
- 2 入所希望時期
- 3 具体的な診断名
- 4 特例入所を希望する場合はその理由

② 申込先の特養から上記に関する質問があった場合、職務内で対応可能な範囲内の協力を行う。